

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	南宇佐 (伏田、宮迫、月ノ瀬1、月ノ瀬2 中央、本街、西部)	令和3年3月22日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(農業委員会の地区データを活用)	126.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	86.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	26.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	27.4ha
(備考)	

2 対象地区の課題

南宇佐地区の中心経営体は、個人経営及び法人経営の認定農業者が主となっており、5年間は担い手も十分に大きな問題は生じないと考えられる。しかし、行政区内に中心経営体がない地区があるので、南宇佐地区で農業をリタイアする方が生じた場合に、スムーズに規模拡大の意向のある中心経営体に移行できるように行政区同士で情報共有できるようにしておく。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

南宇佐の集落の農地利用は基本的には、現在主に耕作している認定農業者の個人及び法人に集約化している。今後も、南宇佐地区の農地は人・農地プランに記載されている中心経営体に、地権者と耕作者と協議しながら集約していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向(5年後)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	かぼす・ゆず	22.0 ha	かぼす・ゆず	38.2 ha	
認農	B	水稲等	6.0 ha	水稲等	7.0 ha	
認農	C	水稲等	10.6 ha	水稲等	16.0 ha	
認農	D	水稲等	3.7 ha	水稲等	3.7 ha	
	E	水稲等	5.2 ha	水稲等	10.0 ha	
認農	F	水稲等	4.1 ha	水稲等	4.1 ha	
認農	G	みかん	1.5 ha	みかん	1.5 ha	
認農	H	みかん	3.0 ha	みかん	3.0 ha	
認農	I	水稲等	6.4 ha	水稲等	6.4 ha	
認農法	J	いちご等	7.4 ha	いちご等	7.4 ha	
認農法	K	小ねぎ等	9.0 ha	小ねぎ等	9.0 ha	
			ha		ha	
計	11人		78.9 ha		106.3 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

アンケート結果では、農地の貸付意向は1筆把握出来ている。今後についても、地区の集まり等の機会に行政区ごとに、地区の方に農地の貸付意向の確認を行う。

農地中間管理機構の活用方針

南宇佐地区は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地の利用権設定をおこなう際には、農地中間管理機構を活用していく。

基盤整備への取組方針

南宇佐地区の平野部は、水路が老朽化しており水路の改修やパイプライン化の基盤整備事業の活用を検討する。また、山間部については、農地耕作条件改善事業にて、荒廃農地を再整備して樹園地として利用する。伏田地区については、ほ場整備事業(換地を含む)を取組むことを検討する。

新規・特産化作物の導入方針

平野部では米、麦等の土地利用型作物が主になっている。今後、水稻の価格が低下することが予想されるので、収益性の高い園芸作目の導入も地区として考えていく必要がある。また、山間部ではみかん栽培が主であったが、新規参入した農業法人が、かぼす、ゆず等の作目を導入して山間部の農地を維持していく。